

【参考資料1】福島市景観条例

(1) 景観条例の特徴

本市は、平成13年3月に景観条例を公布し、景観形成の取り組みを進めてきましたが、平成16年の景観法制定に伴い、平成23年に景観行政団体へ移行したことを受け、今後は、法に委任される事項と市独自の取り組みを一体化した条例の改正を行い、景観施策の推進を図っていきます。

新たな景観条例は、次のような体系となります。

- ① 市民・事業者・市の責務
- ② 景観形成基本計画及び景観計画の策定
- ③ 全市レベルの景観誘導
- ④ 地区レベルの景観誘導
- ⑤ 景観資源の保全と活用
- ⑥ 市民・事業者による景観形成活動
- ⑦ 景観審議会の開催

(2) 景観条例の概要(施策の体系)

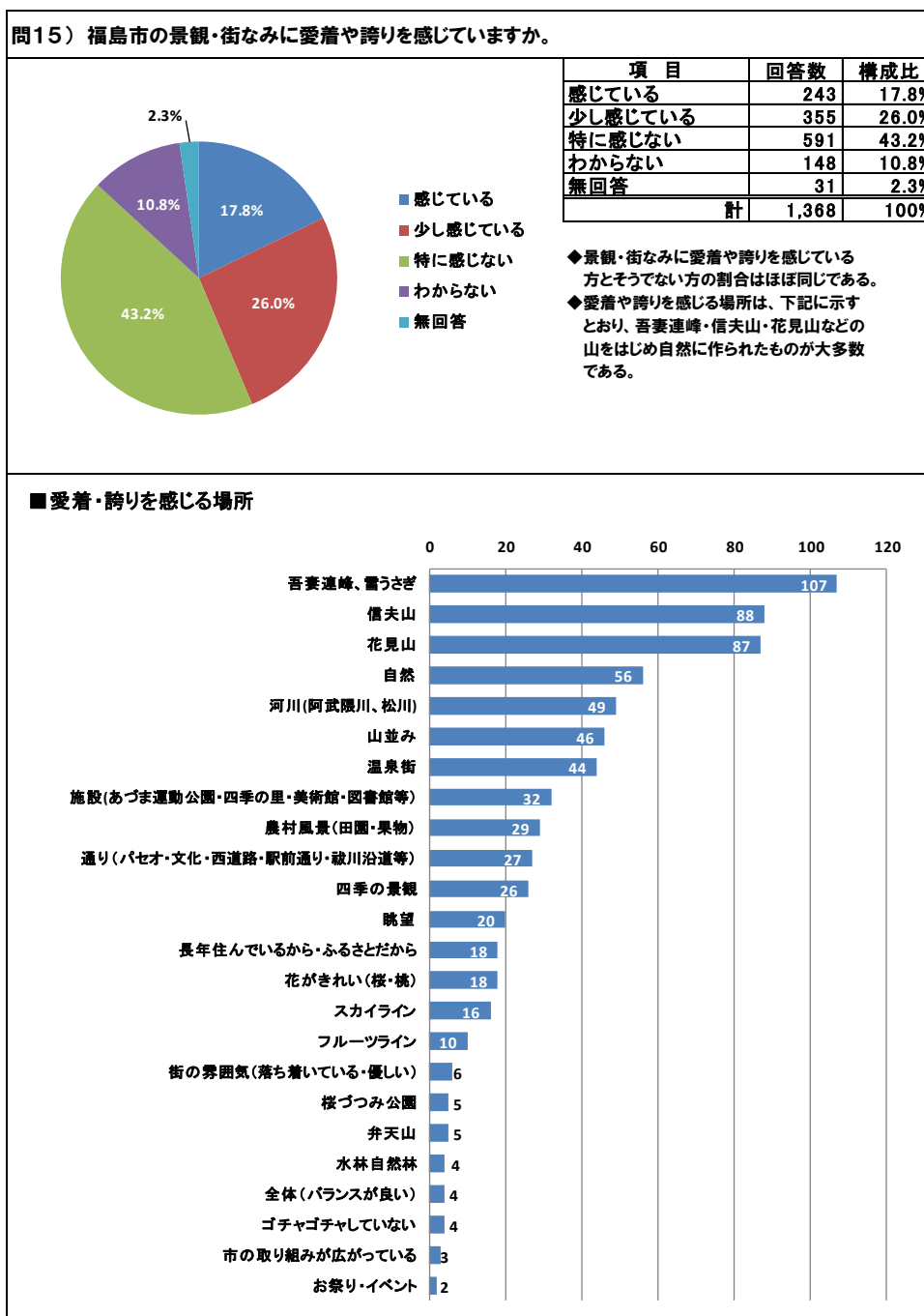


【参考資料2】福島市まちづくり市民アンケート

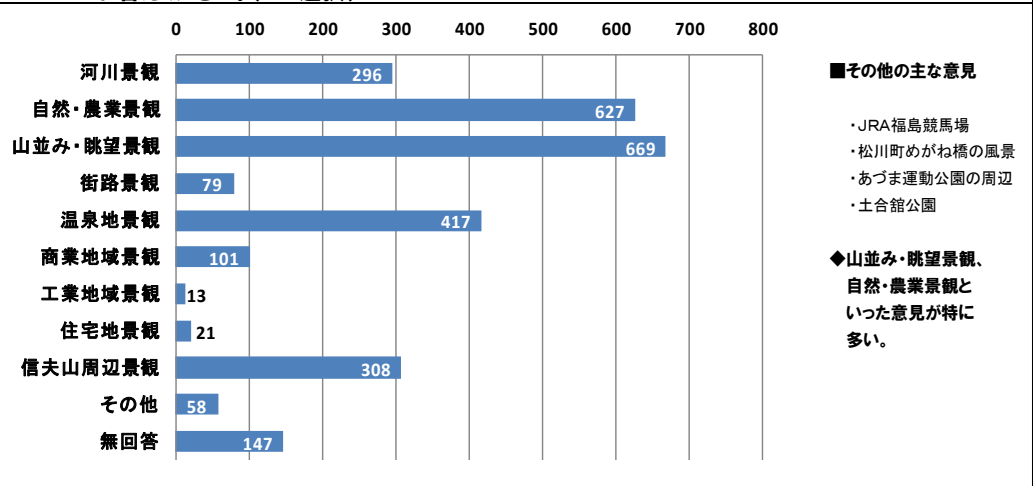
(1) 調査の概要

調査対象地域	福島市全域
調査対象者	15 歳以上の市民 3,000 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	平成 25 年 2 月 28 日～3 月 25 日
回収数（回収率）	1,368 票（45.6%）

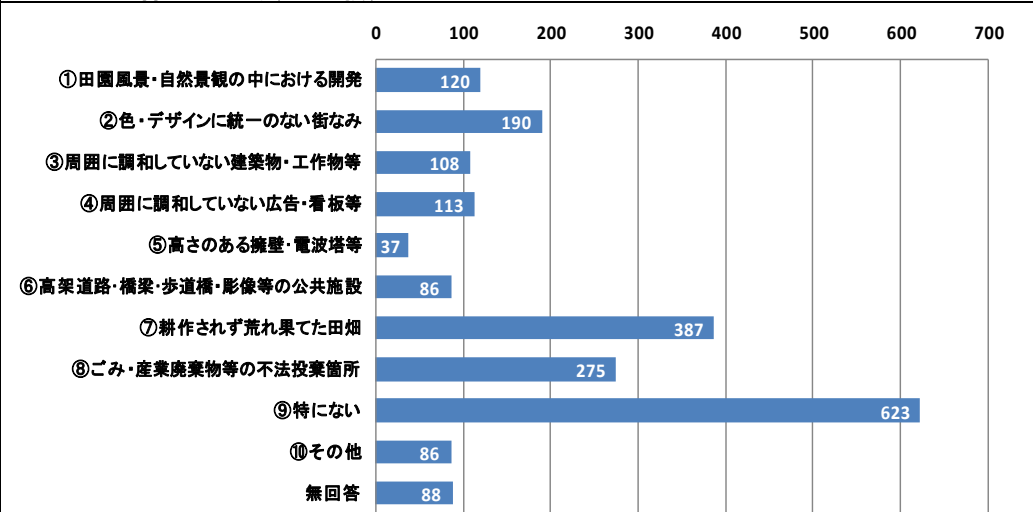
(2) 調査結果(抜粋)



問16) 福島市の景観・街なみで“魅力的である”“大切にしたい”と感じる景観をお答えください。(2つ選択)



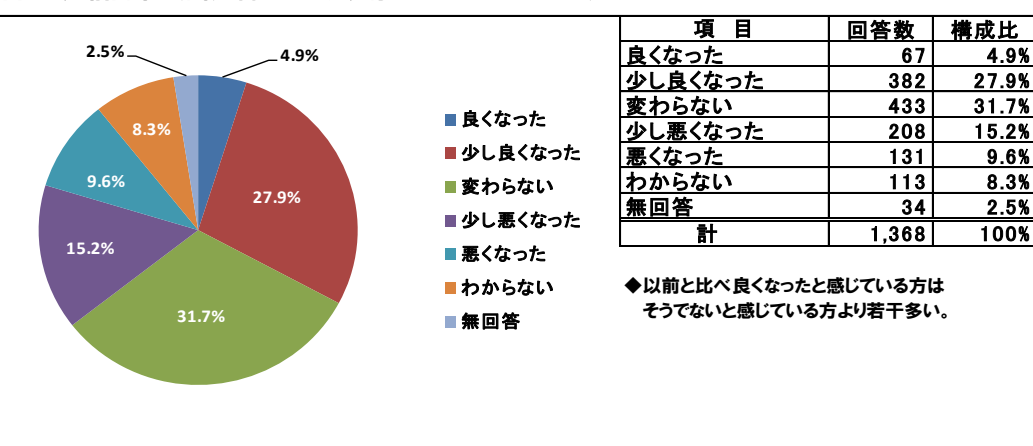
問17) 福島市の景観・街なみで“好ましくない”“魅力が活かされていない”と感じる場所をお答えください。(2つ選択)



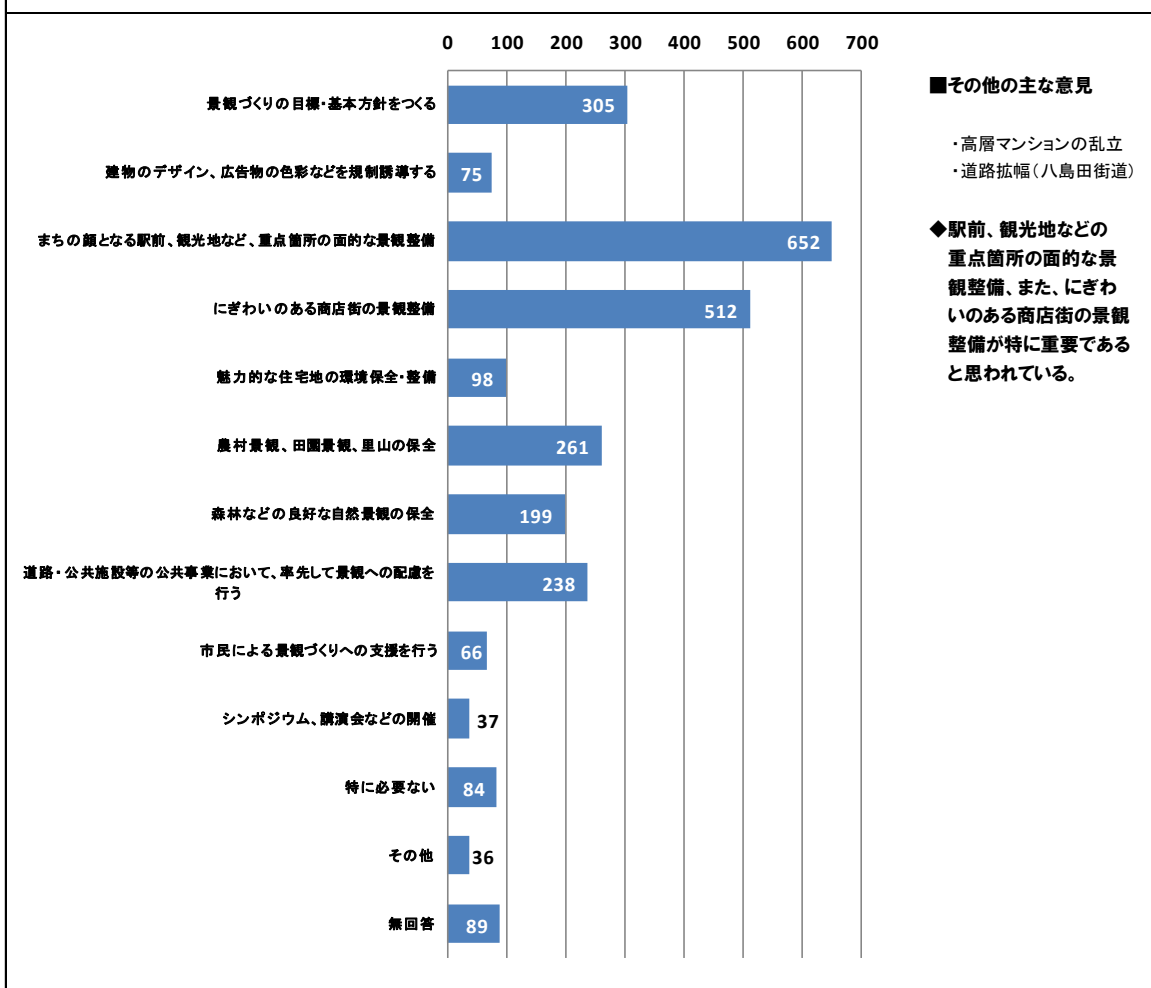
■具体的な場所

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
信夫山	駅前	温泉街の廃館	国道4号線	西道路の鉄塔	吾妻橋の彫刻	吾妻支所管内(庭坂)	市内全般の山中・山林
西工業団地	中心街	空きビル・空家	国道13号線	信夫山の電波塔	吾妻陸橋	東部支所管内(岡部、岡島)	道路の中央分離帯
大森城山	パセオ通り	駅前	飲み屋街	競馬場の塀	ヌードの彫刻	信夫支所管内(平石、下鳥渡、大森街道沿)	ゴミ集積場所
	市全体	パセオ通り	さびた看板	吾妻山のTV反射板	落書き	松川支所管内	川沿い、橋の下
	飯坂町	市役所・県庁		八木田の電波塔	東西の道路	西支所管内(荒井)	信夫山周辺
		飯坂温泉		腰浜町の変電所	西町弧線橋	渡利支所管内	庭坂～高湯スカイランド
		高層マンション		携帯無線基地局		吉井田支所(方木田、115号線沿)	東北自動車道の側面
	⑩	西口～野田町		笹森山電波塔		清水支所管内(南沢又、泉)	スカイパークの道路
空き地・家・店舗・旅館				吉倉の電波塔		飯坂町	土湯
街路樹の雑草・落ち葉						信陵支所管内(大笹生)	
115号沿廃棄物置場						放射線の影響を受けた場所	

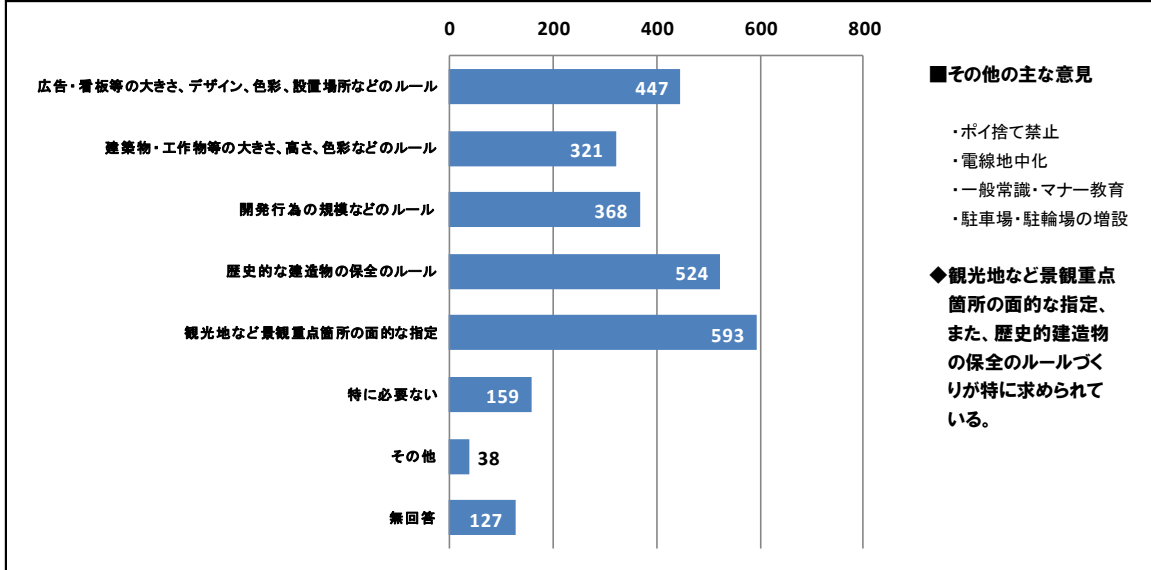
問18) 福島市の景観・街なみは、以前と比べてどうなったと感じていますか。



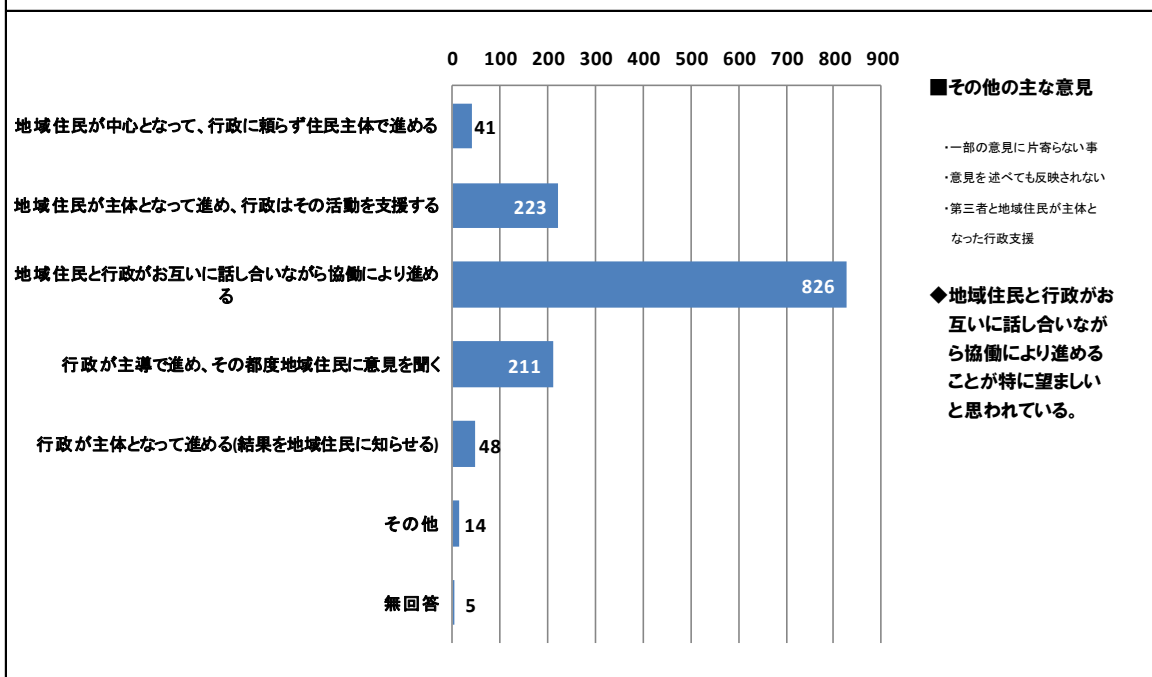
問19) 今後の福島市の景観づくりに重要な施策は何だと思いますか。(2つ選択)



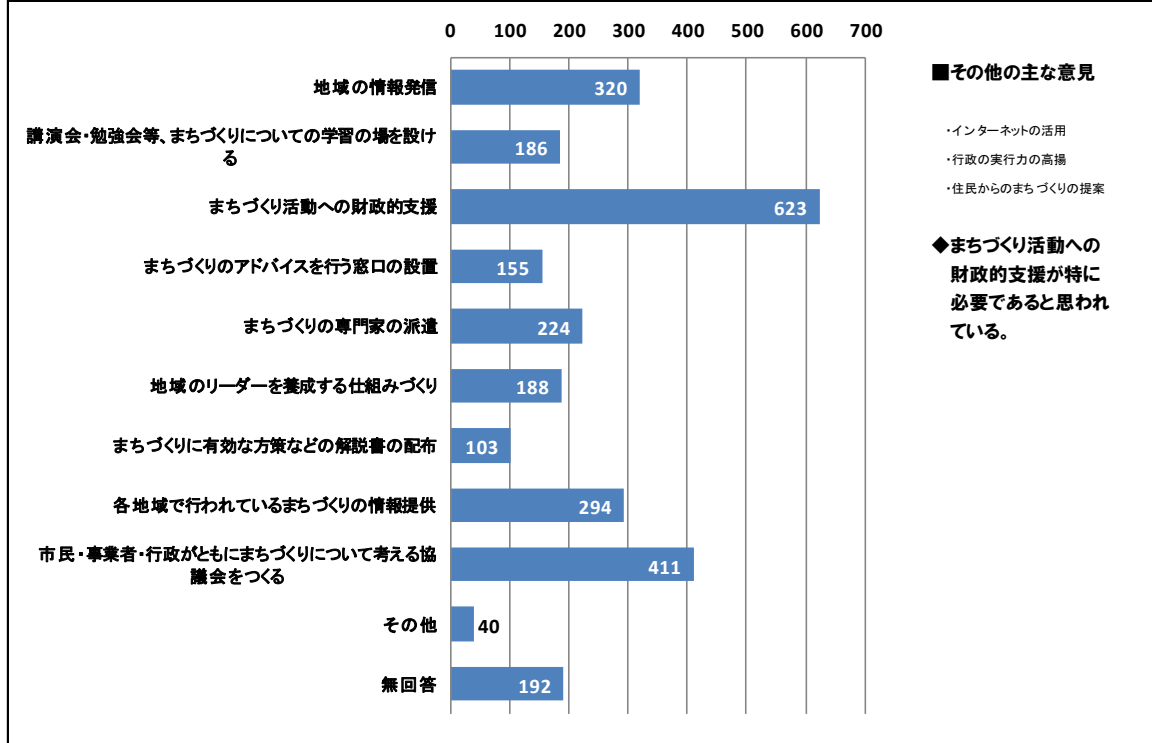
問20) 美しい景観づくりの実現に向けルールをつくる場合、特にどのようなルールが必要だと思いますか。(2つ選択)



問21) 今後のまちづくり、景観づくりは、どのように進めていくことが望ましいと思いますか。



問22) 地域が、まちづくり、景観づくりに取り組むために必要な行政の支援は何だと思いますか。(2つ選択)





福島市景観形成基本計画

平成30年4月

福島市都市政策部都市計画課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

TEL (024) 535-1111 (代表)